

避妊・人工中絶— アメリカ政治の重要イシューとして

鷓 浦 裕*

一 はじめに(要約)

本稿では以下の二点を扱う。なぜ「避妊・人工中絶」はアメリカ政治のイシューとして重要なのか？ またアメリカの「避妊・人工中絶」という政治イシューはどのような問題を扱うべきか？ これら二点の考察を「避妊・人工中絶」研究の出発点とすることで、このさきの研究の指針としたい。

二 なぜ「避妊・人工中絶」はアメリカ政治のイシューとして重要なのか？

二〇二〇年八月初旬、岡山県の男性外科医(三三歳)に関する事件報道があった。同年五月中旬、同意を得ることなく妊娠約二カ月の知人女性に墮胎手術を施し、不同意墮胎致傷(全治一週間のけがを負わせた)容疑で逮捕された。刑法(二一六条)によると、確定した場合、刑事罰は「六月以上一五年以下の懲役」となる。ちなみに、彼には婚約中の女性が別にいたという【日経: 2020/8/10】。

産婦人科に診てもらおうよう女性を説得する男性はいるだろう。しかし事件の男性は同意を得ることなく施術した医者でもあった。その意味でときどきある話とはちがうとしても、いつの世にも身勝手な男の医者があるものだと読み過ぎられる記事かもしれない。

しかしアメリカの「避妊・人工中絶」イシューをウォッチする者にとってはそうはいかない。日本ではなく、アメリカ南部の、たとえばアラバマ州で起きた事件ならば、犯人はどのように処罰されるのだろうか？ 思わず比べてしまう。なぜならアメリカ南部には、「胎児の命」を優先する中絶反対論があるからである。

二〇一九年五月中旬、アラバマ州議会は「パーソンフッド」法案を可決した。受精の瞬間から出産に至る、妊娠のすべての期間について人工中絶を全面的に禁止するこの法案は、同州知事ケイ・アイビー(共和党)署名により、六ヵ月後に施行されることになった。施行されれば、当事者の男女の合意の有無にかかわらず、施術した医師は一〇年から最長九九年の懲役を科される。未遂であっても一〇年の懲役刑が科される。それだけではない。母体の健康リスクによる例外を認めるが、レイプや近親相姦による妊娠についても中絶を禁止している。ちなみに中絶処置を受けた女性への刑罰はない【NYT: May 15, 2019】。

他方、ケンタッキー州、ミシシッピ州、ジョージア州、オハイオ州などで法制化された制

* 教授/アメリカ政治

限はいわゆる「ハートビート法」である。ハートビートとは心拍のことで、超音波診断で心拍が検出される、妊娠六～八週目以降の中絶を禁止する [NYT: May 14, 2019]。

アラバマはじめアメリカ南部諸州の中絶禁止法の下で、先の日本の男性医師が問われる罪状はどのようになるのだろうか。言うまでもなく、中絶の施術と傷害だけではない。おそらく終身刑に相当する量刑に問われたのではないだろうか。

さらに、先の日本人男性医師には父親としての責任放棄などの科料も追加されるかもしれない。

ニューヨーク大学のケイティ・ワトソン教授によると、もし中絶を違法化するアラバマ州法が最高裁で認められれば、男はいとも簡単に起訴されるという [Watson: 2019]。たとえば、もし男性が中絶誘発剤を買ったり、買うように女性に教唆したりすれば、中絶ほう助罪に問われる可能性が高い。また「ハートビート」州法にせよ「パーソンフッド」州法にせよ、胎児はヒトであると定義している。言い換えると、胎児は子供であり、当該の男女は親であると定義している。親であるならば、子供の遺棄は刑事罰に相当する。また女性の妊娠を知り、中絶する可能性を知りながら放置すれば、男性は育児放棄に問われるかもしれない。そもそも女性の意思を確かめず射精ただけで、女性の重大な肉体的損傷につながるリスクを冒すという過失に問われるかもしれない、という。

しかし男性にこれらの罪状を問うことは、結果として、女性に別の負担を強いることになるかもしれない。男性が無防備なセックスをやめないとすれば、望まれない妊娠もなくならない。中絶関連で起訴される恐れがあれば、男性は妊娠する女性に中絶させない、つまり妊娠と出産を強要するかもしれない。そういう理由で、「アメリカン・メディカル・アソシエーション」は中絶を求める男女を起訴することに反対している。アラバマ州の「パーソンフッド」法案でも当事者の男女は処罰から除外されている。また同じ方針をとる州政府も多い。 [NYT: Jun 2, 2019]。

なぜ「避妊・人工中絶」はアメリカ政治のイシューとして重要なのか？

第一の答えとして、上記のように、「避妊・人工中絶」に対する反応については日米に大きな違いがあることを指摘したい。私たち日本人がアメリカの場合を知る意義は大きい。とくに日本の男性がこの問題を考える意味は大きいかもしれない。

ちなみに、二〇一九年一〇月末日、アラバマ州法は同州連邦地方裁判所から施行の延期命令が出され、いまだに施行されていない。

第二に、アメリカ政治に関心をもつ者は、「避妊・人工中絶」イシューを避けて通ることはできない。そのことを示す現象をいくつか指摘しておきたい。

アメリカ政治には一年を周期として繰り返されるイベントが多い。その大本には、選挙の周期性がある。つまり、大統領選挙、連邦議員選挙、州政府や州内の自治体政府の選挙が4年毎や2年毎に実施されるなど、その期日まで決まっているのである。

「避妊・人工中絶」イシューの場合も、この選挙のスケジュールに合わせて、イベントが行

われるが、それ以外にも、毎年一月後半、二つの大きなデモンストレーションを行われるという恒常性もある。

一つは“Women’s March”である。それを二〇二〇年一月一八日(土)の直近の第四回目で振り返ってみよう。当日、極寒の霧雨の中、ワシントンDCを中心に全国二五〇ヵ所で動員した数は数万人と言われている。テーマは広く、その中に中絶に関する女性の選択権や自立を唱える人たちもいる。ただしDCの五〇万人をはじめ、全国六五〇ヵ所で五二〇万人を動員した第一回には遠く及ばない[**NYT: Jan 18, 2020**]。

もう一つは“March for Life”である。一九七三年一月二二日、最高裁は「ロー対ウェイド」訴訟の判決を下した。その翌年から、中絶反対派はロー判決が覆されるまで、毎年、判決の一月二二日前後にワシントンDCで抗議運動を続けている。モールを出発し最高裁に押し掛ける。二〇二〇年一月二四日(金)に行われた直近の第四七回目を振り返ってみよう。報道によると数万人が参加したという。大統領として初めてトランプが参加した。ちなみに中絶反対派の団体スーザン・B・アンソニー・リスト(政治献金団体)がトランプ再選と上院の共和党多数派を維持するために、五千二百万ドルの献金を発表した。このように五〇年近く運動が続いている。主催者の力量もあるが、中絶反対派の人たちの世代を超えて続くパッションを感じないわけにはいかない。

首都ワシントンDCの成功した抗議運動はどれもアメリカを大きく変え、自由と平等、民主主義を大きく前進させてきた。そもそも抗議運動は「民主主義の最大の武器の一つである」と言ったハリー・ベラフォンテは、一九六三年の「ワシントン大行進」(March on Washington for Jobs and Freedom)を主催者の一人である[**NYT: Jan 21, 17**]。

第三に、「避妊・人工中絶」はアメリカの最も重要な価値観にかかわるイシューである。つまり、キリスト教の伝統的な価値観と合衆国憲法が保障する近代的な普遍主義との対立を表している。「避妊・人工中絶」に反対する人たちは伝統的なキリスト教的価値観と「信教の自由」に依拠する。彼らはプロ・ライフと呼ばれる。他方、「避妊・人工中絶」を容認する人たちは「自由と平等」という近代的な価値観とそれを市民に保障する合衆国憲法修正第五条に依拠する。彼らはプロ・チョイスと呼ばれる。

プロ・ライフ派は聖書の記述を根拠とし、避妊や人工中絶に反対し、胎児の「命」を最優先する。彼らがプロ・ライフ派と呼ばれる所以である。女性の自立や平等を尊重しないわけではないが、神が創造する胎児の「命」を絶対視するのである。同時に、これは合衆国憲法修正第一条が市民に保障する「自由な宗教活動」だという。同じように、一部のキリスト教徒は性的マイノリティを否定する聖書の記述を根拠として、同性婚に反対したり、トランスジェンダーのトイレ使用に干渉したりする。このようにキリスト教の伝統的な価値観を主張して近代の普遍的な価値観や科学と対立する。これはバイブル・イシューと呼ばれ、きわめてアメリカ的なイシューである。

他方、プロ・チョイス派は民主主義の成立の合衆国憲法修正の「人権規定」を根拠として、

中絶の容認を主張する。避妊や人工中絶に関する判断は道德の問題である。市民には道德の自由があり、それは「適正な法の過程」なくして奪われることはないとして修正第五条が規定している。プロ・チョイスの主張もまた、合衆国の最も重要な価値観に基づいている。

「道德の自由」という概念は、中絶に対する反応の日米の違いを考える際に重要である。道德や倫理について多様性を認めるならば、中絶についても賛否があることを認めなければならない。また賛否のどちらを採るかについては、自分で決める「自由」がある。そのように考えるアメリカに対して、日本は倫理についても正誤の観念が強く、多様性を認めないような傾向が強い。

このように両派の対立は伝統と近代という二つの価値観を御旗に双方が対立する、きわめてアメリカ的な問題である。そしてこの二つの勢力の政治的対立は解決の糸口を見いだせないでいる。

第四に、「避妊・人工中絶」イシューは教育や雇用の機会均等の実現にかかわる。とくに経済における女性の進出は、避妊・中絶の法的、経済的な保障や医学的な安全性なくして語ることはできない。医学的にまた費用的にアクセスが保障されることで、女性の教育の機会、雇用の機会が保障されることになる。じっさいに国勢調査局の報告書によると、第一子を婚外関係で設けた女性は教育レベルが低く、失業中、かつ独身である傾向が強いという[CB: Jul 2014]。こうしたケースに対応するには、避妊や中絶を公的医療保険の対象とし、補助金を充てる必要がある。

女性の経済進出は経済成長において、きわめて重要な要素であったし、これからもそうあり続けるだろう。現代の、とくに先進国の女性にとって共通の課題であって、アメリカの女性に限られるわけではない。女性の平等にかかわる以上、この問題もまた憲法によって保障された平等の問題となる。ただしアメリカではとくに中絶を医療保険の対象にふくめ、公的資金から補助するのは、きわめて難しい。

第五に、「避妊・人工中絶」イシューを扱うタイミングとして、現在は格好の時期である。つまり、二つの意味でロー判決を見直すべき時期を迎えている。

一つ目の意味は、ロー判決(一九七三年)を成立させる最も重要な条件が揺らいでいるからである。

一昨年、最高裁の裁判官の構成は五対四で中絶反対派が多数派を占めることになった。トランプの指名、上院の承認という共和党主導の人事である。これは、最高裁にこのイシューが持ち込まれたとき、中絶反対派が勝訴する可能性が高まったことを意味する。実際に南部のいくつかの州では、人工中絶を事実上禁止する州法を成立させ、最高裁で決着をつけるレースが始まっている。

その第一回戦として、二〇二〇年六月、最高裁のパワーバランスが変わって以来、始めて、中絶関連の判決が出た。五対四で、中絶禁止のルイジアナ州法に違憲判決が下された。司法長官のロバーツが中絶容認派に回った(Medical Services v. Russo)。しかしロバーツは同意意見(判

決は同じであるが、理由や判決に至る分析がちがう)を書いている。それによると、同じ内容のテキサス州法に対して最高裁が二〇一六年に下した違憲判決に従い、先例を重視しただけであるという。先の最高裁判決を内容的に正しいと考える他の4人の裁判官とちがい、ロバーツは依然として二〇一六年の最高裁判決はまちがっていると確信している。つまり、患者の利益になるかどうかとは無関係に、中絶にアクセスしようとする女性の実質的な重荷にならない限り、中絶禁止の州法は認められるべきだと彼は言う [WP: Aug 13, 2020]。

加えて、ロバーツは医学的にはっきりしない領域の立法について、裁判所は州に自由裁量を与えるべきだとも言っている。最高裁長官のこの発言を受けて、すでに連邦の下級裁判所は動き始めている。二〇二〇年八月七日、第8連邦巡回控訴裁判所(ミズーリ州セントルイス)はアーカンソーの中絶禁止法の差し止め命令を解除している。この動きが続く限り、中絶禁止州法は再び最高裁の審判を受けることになるのはそう遠くないだろう [NYT: Aug 13, 2020; Aug 18, 2020]。

このように最高裁がロー判決を覆すことを期待して、南部諸州が中絶禁止法を成立させる動きは、最高裁のメンバー構成が変わらない限り、とまらない。それどころか、二〇二〇年九月、ルース・ベイダー・ギンズバーグが死去し、中絶容認派の裁判官がまた一人減っている。大統領選に近いが、トランプと共和党上院は多数派を背景に中絶反対派の女性を指名する公算は高い。

二つ目は、「ロー判決」が依拠した医学のレベルは現在では時代遅れになっている。同判決が採用した胎児の「生存可能性」の適切性が問題視されている。この「生存可能性」は妊娠第三期(二四週以降)の中絶を禁止する根拠とされているが、最近では、保育器などの医療の発達もあり、二四週のはるか以前の出産であっても、胎児を活かすことが可能になあっている。

そもそも現代を生きる私たちの多くは医学の発達により丈夫に生まれ育ち、元気に長生きできる。昔に比べれば、医学の恩恵ははるかに大きい。しかしその反面、産まない方法や死なせない医療も発達し、昔に比べれば生まれ方も死に方もそう簡単ではない。

誕生については、不妊治療、代理母、保育器、里親制度などしかなかった時代は遙か昔のことである。現在では卵子や精子のバンク、その冷凍保存、デザイナーズ・ベイビー、受精卵に対する遺伝子治療、複数の人の遺伝子を併せ持つ受精卵の形成など、ヒト以前の命の段階に介入する、生むための医学の発達はすさまじい。さらに受精卵の「養子」の動きもあり、子宮やペニスの移植もある。反対に、避妊の方法はコンドームやピルだけでなく、精度の高い器具が開発され、産まないための医療の発達も負けていない。避妊だけでなく人工中絶のためのピルも開発され、ネット購入により、人工中絶を自分だけのこととして解決する私秘化が高まりつつある。

ただし、あらゆる妊娠には依然として母体の命の危険がつきまとうことを忘れてはならない。産科学のテキストによれば、出血、感染症、子癩前症、閉塞性分娩、羊水塞栓症、血栓塞栓症、子宮破裂、保持胎盤、胞状奇胎、絨毛癌など、死に至るかもしれない症状がある。医学の発達もあり、多くは治療可能であるが、なお予測できない事態もあり、依然として妊娠は死と隣り

合わせにあるとってよい。また高齢や若齢、高血圧、妊娠回数、糖尿病、肥満、帝王切開、子宮異常、子宮頸部癒痕、前置胎盤など、個人的な病歴の要因もある。[NYT: May 21, 2019a]

妊娠に伴う母体の生命の危険については、妊産婦死亡率として表される。「アメリカズ・ヘルス・ランキング」によると、二〇一九年のアメリカの妊産婦死亡率は三〇である。人種別にみると、白人の場合は二六、黒人の場合は六四、ヒスパニックの場合は一九である [AHR: 2020]。人種的格差があり、中絶禁止法が施行されれば、黒人女性が最もダメージを被る可能性がある。

他方、人工中絶による死亡率をみると、一九九八年から二〇一〇年の間に実施された、約一千六百一〇万件の人工中絶に対して、一〇万件あたり〇・七である。とくに最初の八週間以内の場合、〇・三であるとする、研究報告がある [OG: Aug 2016]

ちなみに日本の場合、二〇一八年度の人工妊娠中絶件数は一六四、六二一件で、人工妊娠中絶実施率(女子人口千対)は六・四となっている [厚生労働省: 2018]。

このように、現代社会ではヒトの起点と終点があいまいになっている。しかも医学をはじめ科学は命に関する私たちの認識を高めてくれるが、いつヒトになり、いつヒトでなくなると考えればいいのか、その答えを授けてはくれない。

私たちはこれまで通り、合意によってそれを決めるしかないのである。つまり政治決定しかないのである。しかもこうした広い意味で倫理観や道徳観にかかわり、人によってその是非の判断が異なり、多くの国において社会の二極化の原因となっている。つまり、これまで通り政治的対立を解決するしかないのである。

なぜ「避妊・人工中絶」はアメリカ政治のイシューとして重要なのか？ この間に対する最後のポイントとして、男性の不適切なかかわり方をあげておきたい。そもそも避妊にせよ中絶にせよ、それを語る時、筆者を含め男性はどこまで女性の立場を慮れるのだろうか。合衆国では一般に妊娠の半分がいわゆる「意図せざる妊娠」であり、そのうち四割が人工中絶に至るといふ [NEJM: Mar 3, 2016]。そして中絶論争の焦点は女性と胎児である。従って男性は蚊帳の外にいる。しかしそもそも妊娠には男女の両方がかかわる以上、男性はこの問題を無視できるはずがない。

アメリカでは立法府の議員は医学的知識を持たない男性が多い。医学も知らない男性が可決する法案にどこまで信憑性があるのかという根本的な疑問がある。日本に共通する問題である。

二〇一九年に中絶禁止法のラッシュがあった。ケンタッキー州、ミシシッピ州、ジョージア州、オハイオ州などで法制化された制限はいわゆる「ハートビート」法である。ハートビートとは心拍のことで、超音波診断で心拍が検出される、妊娠六～八週目以降の中絶を禁止する。またアラバマ州法は受精の瞬間から出産に至る、妊娠のすべての期間について中絶を禁止している。それだけではない。母体の健康リスクによる例外を認めるが、レイプや近親相姦による妊娠についても中絶を禁止している。また中絶処置を施した医師は最高九九年の懲役刑が科される。未遂であっても一〇年の懲役刑が科される。ちなみに中絶処置を受けた女性への刑罰は

ない[**NYT: May 14, 2019**].

六週以降の中絶を禁止する「ハートビート」法を成立させたジョージア州では、州下院議員ダーシャン・ケンドリック(民主党)が五つのポイントをまとめた「睾丸の権利規定」を提案するとツイートした。とりあげられることはなかったが、これは明らかに同州下院に共和党議員が提出した法案HB48に対する反対法案の表明である。同時に、女性の肉体や選択権を審議する州議会が男性中心であり、男性の都合で物事を決めることを揶揄したものである。その内容を以下に紹介しておく[**WP: Mar 12, 2019**].

- ① 勃起不全の薬物療法のための処方薬を入手するとき、男性は性的パートナーの許可を得なければならない。
- ② ジョージア州では精管切除術を禁止する。施術する医師に刑罰を科す。
- ③ コンドームを使わないセックスをする場合、男性は加重暴行罪に問われる。
- ④ 女性の妊娠期間が六週間と一日となったとき、男性はそのさいに受ける父子鑑定に従い、養育費の支払いを開始しなければならない。
- ⑤ ジョージア州ではポルノや性玩具を購入しようとする男性に二四時間の待機期間を設ける。

①から⑤のすべてが、女性の生殖を制限する州法に対する揶揄となっている。たとえば①は中絶誘発剤の処方を求める女性に保護者やパートナーの許可を義務づける法律に対応する。②は中絶を禁止する法律に対応する。③は避妊を怠る男性が原因で妊娠・中絶が起きることへの異議申し立てである。④は心拍が検出される妊娠六週目から胎児をヒトとみなし中絶を禁止する「ハートビート」法に対応する。そして⑤は中絶を求めてクリニックに来院した場合、二四時間の待機時間を持ち、その間に、養子制度など出産の場合の説明を受ける法律に対応する。

実際には「ハートビート」州法であろうと、アラバマ州法であろうと、同じように施術した医師には懲役刑がある。施術を受けた女性や妊娠させた男性には法的制裁がない[**WP: May 21, 2019**].

三 アメリカの「避妊・人工中絶」という政治イシューはどのような問題を扱うべきか？

以下、アメリカ政治の視点に立ち、現代の避妊・人工中絶を検討する。基本的な問題は以下の通りである。

第一に、避妊・人工中絶の現状をおさえない。

まず避妊の方法や人工中絶の方法を抑えなければならない。次に、避妊や人工中絶の実態について統計を使って説明しなければならない。その際、人種格差についても留意したい。

第二に、避妊・人工中絶に対するアメリカ人の態度を決める、二つの重要なアメリカ的基準について説明する。それはキリスト教と合衆国憲法の人権規定である。

キリスト教について、保守派のキリスト教徒など反対派はその主張の根拠を聖書に求めて、胎児の「命」を最優先する[鶴浦:2018]。たとえば『ヨブ記』一〇章一〇～一二節では、「あなたはわたしを乳のように注ぎだしチーズのように固め骨と筋を編み合わせそれに皮と肉を着せてくださった。わたしに命と恵みを約束しあなたの加護によってわたしの霊は保たれていました」と書かれている[聖書:旧約、788]。また『詩篇』一三九章一三節では、「あなたは、わたしの内臓を造り母の胎内にわたしを組み立ててくださった」と書かれている[聖書:旧約、980]。

とくに『詩篇』一三九章一六節では、「胎児であったわたしをあなたの目は見ておられた。わたしの日々はあなたの書にすべて記されている、まだその一日も造られないうちから」という記述[聖書:旧約、980]と併せて、「受精卵はヒト」であり、したがって人工中絶を禁止すべきであるという主張の根拠とされている。

要するに命の誕生(や終わり)を決めるのは神の領域に属する問題であり、人間が手出しできない領域である。この意味では、医療技術の発達とともに多様化した誕生と死のチョイスのなかには、聖書の倫理観を含めて私たちの倫理観を逆なでするものがあるとしても不思議ではない[鶴浦:2019]。

第三に、合衆国憲法の人権規定については、合衆国憲法に加えられた修正条項のうち、すべての個人に「自由と平等」を保障する部分が人工中絶をめぐる対立の中でリベラル派を形成し、人工中絶を女性の権利と考える人たちの根拠となっている。修正第五条([大陪審、二重の危険、適正な法の過程、財産権の保障][1791年成立])の内容は以下の通りである。

「何人も、法の適正な過程によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない…。」この部分は二つのことを言っている。一つ目は、すべての個人は「生命、自由または財産」を保障されているということ。二つ目は、すべての個人は「適正な法の過程」(“due process of law”)を経ないでその「生命、自由または財産」を奪われることはないということ。ちなみに、「適正な法の過程」は、日本語では、「正当手続き」と言われている。その手続きの具体例としては、裁判制度などを思い浮かべるとよい。

すべての個人に「生命、自由または財産」と「正当手続き」を保障しているため、修正第五条のこの部分は、同時に、すべての個人が法の下で平等であることを意味していると言われる。これを「法の下での平等保護」と言う。言い換えれば、一部の人が「生命、自由または財産」を保障され他の人が保障されない法律は、差別をもたらす不平等な法であり、違憲と判断される。この修正第五条が女性の人工中絶の権利の保障とされる理由は以下の通りである。

- (1) 中絶の是非は個人が決める(プライベートな)道徳(ものごとの善悪)の問題である。
- (2) 修正第五条が保証する「自由」には「道徳の自由」も含まれる。つまり、中絶するかしないかの選択は、原則として、女性が自分で自由に決めてよい。
- (3) 女性の選択権を主張するとき、リベラル派はこの「プライバシーの権利」を盾にして、保守派のキリスト教道徳に対抗する。

第四に、政治イデオロギー、政党、利益団体、ビジネス、地域性について触れたい。とくに以下の利益団体の活動に注目する。プロ-ライフ派としてはNational Right to Life Committee、National Conference of Catholic Bishops、National Right to Life Committee、Operation Rescue、Pregnancy Centers、Susan B. Anthony Listをあげることができる。またプロ-チョイス派としてはCenter for Reproductive Rights、Planned Parenthood、ACLU、NOW、NARAL Pro-Choice America、Emily's Listをあげることができる。

またビジネスの問題として、緊急避妊薬の取り扱いについて触れなければならない。“Plan B”や“Morning After”の商品名をもつ緊急避妊薬は避妊の失敗やレイプのために開発された薬品である。一九九九年にFDAに認可されて以来、Teva Pharmaceutical Industriesなどの製薬会社は改良を重ね、吐き気や嘔吐など初期の副作用も解消されている。また服用についても、二種類の錠剤(七十二時間以内とその一八時間後など)の併用の初期段階から、二〇〇九年には一種類の錠剤(商品名One-Step)に簡便化されている。ちなみに、九人に一人が緊急避妊薬を使用しているという報告もある。

もともと処方薬とする、あるいは年齢制限(一八歳以上)を設けるなど、販売を規制している間は大きな問題はなかった。しかし二〇〇三年、製薬会社が販売のOTC化をFDAに申請するに及んで、緊急避妊薬が政治イシューとして問題化し、いわゆる“Plan B Battle”が始まった。

OTC化については、一部のキリスト教徒などプロ-ライフ派の団体は反対した。また未成年者のUnprotected sexによる妊娠のリスクやHIV感染のリスクを懸念する親や教育者の団体が反対した。他方、プロ-チョイス派や女性の自立を主張するフェミニストの団体は支持した。製薬会社は、言うまでもなく、支持した。

結果として、二〇〇六年、FDAはPlan Bの一部OTC化した。つまり一八歳以上の女性に対し処方箋なしの販売・購入を認めている。もちろん売り上げは一二〇%増加したと言われている。ただし一八歳未満の女性は購入時に医師の処方箋が必要とされた。

二〇一三年三月、NY連邦地裁は緊急避妊薬のOTCをすべての年齢の女性に認める判決を下した。当時のオバマ政権は「一五歳以上」という仲裁案を出したが、最終的にOTC化は緊急避妊薬を必要とするすべての年齢の女性に認められている。

政党については、民主党大会で採択した党綱領をみると、「LGBTQ+(性的少数者)の差別禁止法の成立を目指す」ことに加えて、「安全で合法的な中絶へのアクセスを支持」という2つの目的が明記されている【日経: 2020/8/18】。

第五に、連邦議会や連邦法について触れる。連邦法については、部分分娩中絶禁止法について触れる。同法は二〇〇三年、ブッシュ政権のもとで、成立した。違反者には二年以下の禁固刑が科せられる。もともとネブラスカ州「部分分娩中絶」禁止法をはじめ三一州で同様の州法が成立していた。これに対する最高裁の態度はあいまいである。確かに二〇〇六年六月、最高裁は「ステンバーク対カーハート」判決において同州法に違憲判決を下している。しかし二〇〇七年四月、最高裁は、「ゴンザレス対カーハート」判決において連邦「部分分娩中絶禁止法」

を合憲と判断している。

また医療保険による避妊のカバーに関連する連邦法をとりあげる。民主党のオバマ大統領のもとでは避妊をカバーする内容がオバマ・ケアに盛り込まれたが、その後、共和党のトランプ政権のもとでは、その可能性を防ぐ変更を検討している。

第六に、大統領と官僚機構について触れる。民主党のオバマ政権はオバマ・ケアにより医療保険による避妊のカバーを実現しようとした。しかし共和党のトランプ政権は雇用主が宗教的理由から被雇用者に保障する医療保険から自己負担なしの避妊へのアクセスを拒否する変更を加えようとしている。

またトランプ政権は胎児組織倫理委員会 (Fetal tissue research advisory board) を設置し、NIHなど国立の研究所における胎児の研究・調査を制限しようとしている [WP: Aug 19, 2020]

第七に、最高裁判決について触れる。「ロー対ウェイド」判決に加えて、その後の最高裁判決についても、時系列的にまとめなければならない。「ウェブスター対生殖健康サービス」判決(1989.7)、「ラスト対サリバン」判決(1991.5)、「ケイシー対ペンシルバニア南東部家族計画協会」判決(1992.6)をはじめとして、最高裁判決はかなりある。

第八に、州レベルで動きをとらえる必要がある。州はプロ-ライフ派とプロ-チョイス派の綱引きの場所となっている。中絶可能な妊娠期間、レイプや近親相姦による妊娠の扱い、母体の健康、超音波診断の義務づけ、それに関連する「ハートビート」法や「パーソンフード」法、クリニックの建築や設備の基準、医師の資格など、そのフロントラインはいくつもある。ほかに、胎児の異常の告知、事前の義務(待機時間、カウンセリング)、胎児の痛み(麻酔の使用、医師の告知義務)、特定の手術の制限などがある。

南部の諸州など、共和党が支配する州では人工中絶を禁止する立法が進んだ。他方、カリフォルニア州やイリノイ州やマサチューセッツ州など、民主党が支配する州では反対に、人工中絶へのアクセスを保障する立法が進んだ [NYT, Sept 14, 2019]。

参考・引用文献

Watson, Katie, 2019, *Scarlet A: The Ethics, Law and Politics of Ordinary Abortion*, Oxford University Press

[AHR] (The America's Health Rankings)

2020, Staff, "Health of Women and Children"

https://www.americashealthrankings.org/explore/health-of-women-and-children/measure/maternal_mortality_a/state/ALL?edition-year=2019

Last accessed Aug 16, 2020

[BBCN] (*The BBC News*)

Sept 23, 2019, Staff, "Five theories for the record-low US abortion rate"

<https://www.bbc.com/news/world-us-canada-49731167>

Last accessed Aug 18, 2020

[CB] (The U.S. Census Bureau)

Jul 2014, Monte, Lindsay M. and Renee R. Ellis, "Fertility of Women in the United States: 2012"

<https://www.census.gov/library/publications/2014/demo/p20-575.html>

Last accessed Aug 17, 2020

[GI] (The Guttmacher Institute)

- Oct 2018, Donovan, Megan K., “Expanding the Available Options for U.S. Abortion Care”
<https://www.guttmacher.org/gpr/2018/10/self-managed-medication-abortion-expanding-available-options-us-abortion-care>
 Last accessed Aug 16, 2020
- Jan 2019, Staff, “Unintended Pregnancy in the United States”
<https://www.guttmacher.org/fact-sheet/unintended-pregnancy-united-states#boxref1>
 Last accessed Aug 17, 2020
- [NEJM] (*The New England Journal of Medicine*)
- Mar 3, 2016, Finer, Lawrence B. and Mia R. Zolna, “Declines in Unintended Pregnancy in the United States, 2008–2011,” 374: 843-852
<https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/NEJMsa1506575>
 Last accessed Aug 15, 2020
- [NYT] (*The New York Times*)
- Jan 21, 2017, Turkewitz, Julie, “How Marches in Washington Have Shaped America”
<https://www.nytimes.com/2017/01/21/us/marches-in-washington-american-history.html?hp&action=click&pgtype=Homepage&clickSource=story-heading&module=b-lede-package-region®ion=top-news&WT.nav=top-news>
 Last accessed Jan 22, 2017
- Oct 29, 2017, Covert, Bryce, “The Economy Can’t Grow Without Birth Control”
<https://www.nytimes.com/2017/10/29/opinion/economy-birth-control.html?action=click&pgtype=Homepage&clickSource=story-heading&module=opinion-c-col-right-region®ion=opinion-c-col-right-region&WT.nav=opinion-c-col-right-region>
 Last accessed 30 Oct 17
- May 14, 2019, Williams, Timothy and Alan Blinder, “Lawmakers Vote to Effectively Ban Abortion in Alabama”
<https://www.nytimes.com/2019/05/14/us/abortion-law-alabama.html>
 Last accessed May 16, 2019
- May 21, 2019a, Hern, Warren M., “Pregnancy Kills. Abortion Saves Lives”
<https://www.nytimes.com/2019/05/21/opinion/alabama-law-abortion.html?action=click&module=Opinion&pgtype=Homepage>
 Last accessed May 22, 2019
- May 21, 2019b, Taylor, Kate and Julie Turkewitz, “As Some States Limit Abortion, Others Move to Protect Abortion Rights”
<https://www.nytimes.com/2019/05/21/us/vermont-abortion-bill-h57.html>
 Last accessed May 22, 2019
- Jun 2, 2019, Oberman, Michelle and W. David Ball, “When We Talk About Abortion, Let’s Talk About Men”
<https://www.nytimes.com/2019/06/02/opinion/abortion-laws-men.html?action=click&module=RelatedLinks&pgtype=Article>
 Last accessed Jun 14, 2019
- Jan 18, 2020, Wines, Michael, “Issues Abound at 4th Women’s March, ‘But It All Ties Into Trump,’”
<https://www.nytimes.com/2020/01/18/us/womens-march.html>
 Last accessed Jan 20, 2020
- Aug 13, 2020, Greenhouse, Linda, “We Just Saw the Future of Anti-Abortion Laws”
<https://www.nytimes.com/2020/08/13/opinion/arkansas-abortion-laws.html?action=click&module=Opinion&pgtype=Homepage>
 Last accessed Aug 14, 2020
- Aug 18, 2020, Astor, Maggie, “Abortion Fight Evolves, Overshadowed in 2020 but With Huge Stakes”
<https://www.nytimes.com/2020/08/18/us/politics/abortion-2020-election.html?action=click&module=Top%20Stories&pgtype=Homepage>
 Last accessed Aug 19, 2020
- Aug 26, 2020, Kelly, Lauren, “Why Only the Republicans Are Talking About Abortion”
<https://www.nytimes.com/2020/08/26/opinion/rnc-abortion-republican-party.html?action=click&module=Opinion&pgtype=Homepage>
 Last accessed Aug 27, 2020
- Sept 9, 2020, Tramontana, Mary Katharine, “Why Are Men Still Explaining Things to Women?”
<https://www.nytimes.com/2020/09/09/us/why-are-men-still-explaining-things-to-women-mansplaining-au>

- thority-gender.html?action=click&module=Editors%20Picks&pgtype=Homepage
Last accessed Sept 11, 2020
- Sept 20, 2020, Lerer, Lisa and Elizabeth Dias, “Abortion Was Back-Burnered in the Presidential Race. Not Anymore”
<https://www.nytimes.com/2020/09/20/us/abortion-supreme-court-trump-biden.html?action=click&module=Spotlight&pgtype=Homepage>
Last accessed Sept 21, 2020
- [OG] (*The Obstetrics and Gynecology*)
Aug 2016, Zane, Suzanne, et al., “Abortion-Related Mortality in the United States 1998–2010”
<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4554338/>
Last accessed Aug 16, 2020
- [WP] (*The Washington Post*)
Aug 15, 2014, Harris, Janet, “Stop calling abortion a ‘difficult decision’”
http://www.washingtonpost.com/opinions/stop-calling-abortion-a-difficult-decision/2014/08/15/e61fa09a-17fd-11e4-9349-84d4a85be981_story.html?hpid=z3
Last accessed Aug 16, 2014
- Mar 12, 19, Mettler, Katie, “Read the ‘testicular bill of rights,’ one lawmaker’s answer to antiabortion legislation”
https://www.washingtonpost.com/politics/2019/03/12/read-testicular-bill-rights-one-lawmakers-answer-anti-abortion-legislation/?utm_term=.70a902b532e7
Last accessed Mar 13, 2019
- May 21, 2019, Carter, Teri, “Men who impregnate women don’t face any consequences in the new abortion laws”
https://www.washingtonpost.com/outlook/2019/05/21/men-who-impregnate-women-dont-face-any-consequences-new-abortion-laws/?utm_term=.e99112c46643
Last accessed May 22, 2019
- Oct 30, 2019, Cha, Ariana Eunjung Cha and Emily Wax-Thibodeaux, “Alabama abortion law temporarily blocked by federal judge”
<https://www.washingtonpost.com/health/2019/10/29/alabama-abortion-law-temporarily-blocked-by-federal-judge/>
Last accessed Oct 30, 2019
- Aug 13, 2020, Barnes, Robert, “Abortion, transgender rights likely to land back before Supreme Court”
https://www.washingtonpost.com/politics/courts_law/arkansas-abortion-florida-transgender-supreme-court/2020/08/12/588f1162-dc09-11ea-809e-b8be57ba616e_story.html?hpid=hp_national1-8-12_court-8am%3A-homepage%2Fstory-ans
Last accessed Aug 14, 2020
- Aug 19, 2020, Goldstein, Amy, “Trump fetal tissue ethics board urges rejection of nearly all research proposals”
https://www.washingtonpost.com/health/trump-fetal-tissue-research/2020/08/18/85902fcc-e157-11ea-8dd2-d07812bf00f7_story.html?hpid=hp_hp-more-top-stories_fetal-tissue-615pm%3Ahomepage%2Fstory-ans
Last accessed Aug 19, 2020
- Aug 27, 2020, Barnes, Robert, “Administration asks Supreme Court to reinstate FDA requirement on obtaining medication abortion”
https://www.washingtonpost.com/politics/courts_law/administration-asks-supreme-court-to-reinstate-fda-requirement-on-obtaining-medication-abortion/2020/08/26/34052d36-e7a8-11ea-bc79-834454439a44_story.html
Last accessed Aug 27, 2020
- Sept 20, 2020, Kitchener, Caroline, “What happens to Roe v. Wade without Ruth Bader Ginsburg?”
<https://www.thelily.com/trump-put-tom-cotton-on-a-supreme-court-shortlist-what-could-a-trump-second-term-mean-for-roe-v-wade/>
Last accessed Sept 20, 2020
- アメリカン・センター、「アメリカ合衆国憲法に追加されまたはこれを修正する条項」
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>
Last accessed May 14, 2020

- 鵜浦 裕、2017.12、「バイブル・イシューとしての「創造 vs 生物進化」論争」、『スコット著 聖書と科学のカルチャー・ウォー：概説 アメリカの「創造 vs 生物進化」論争』（鵜浦・井上 訳）、東信堂、pp.264-82.
2020.2、「現代アメリカの人工中絶論争」、『文京学院大学 外国語学部 紀要』、19: 55-68.
2021.3、「4. ハリウッド系だけでいいのか—映画 “Unplanned” を例として—」、『文京学院大学 総合研究所 紀要』。(2021年3月刊行予定).
- 共同訳聖書実行委員会、1987、『聖書』、日本聖書協会.
厚生労働省、2018.10、「平成29年度衛生行政報告例の概況」、p.9.
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/17/dl/gaikyo.pdf
Last accessed Aug 16, 2020
- 鈴木 滋「アメリカ」大統領選挙における民主党と共和党の政策綱領」
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202186_po_02690102.pdf?contentNo=1
Last accessed Aug 30, 2020
- [日経]([『日本経済新聞』 電子版)
2019/5/17、「米アラバマ州法、中絶を全面禁止 性犯罪被害者も対象」
<https://www.nikkei.com/paper/article/?b=20190517&ng=DGKKZO44885600W9A510C1FF8000>
Last accessed May 24, 2019
- 2020/6/30、「米最高裁、中絶規制の州法「違憲」 大統領報道官は批判」
https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60952530Q0A630C2000000/?n_cid=SPTMG002
Last accessed Aug. 15, 2020
- 2020/8/10、「不同意墮胎疑い医師逮捕 20代知人女性に、岡山」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62488810Q0A810C2000000/>
Last accessed Aug 15, 2020
- 2020/8/18、「米民主党政綱案の要旨」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62754160Y0A810C2FF8000/>
Last accessed Aug 19, 2020

(2020.9.25 受稿, 2020.11.10 受理)